

桜井市長 松井正剛 殿

2013年11月21日

桜井市社会保障推進協議会

会長 下井直美

桜井市大福240-1

大福診療所気付

社会保障や教育・暮らしの制度の改善と充実、 地域経済を守り切実な要求実現を求める要望書

日頃より、住民の暮らし・福祉の充実にご努力いただきしておりますことに敬意を表します。また、前回の交渉からいくつかの改善や要望実現もしていただいたことに心から感謝を申し上げます。

東日本大震災から2年半が経過し、いまだ復興の途上、原発事故いたっては、収束どころか汚染水漏れが深刻化しているなかで、桜井では10月の台風により床下浸水、道路の陥没やがけ崩れの被害が出ました。昨年成立した「社会保障制度改革推進法」で社会保障全般にわたる徹底した給付削減と自己負担増となっており憲法25条で保障されている「生存権」が脅かされ、それを保障する国の責任が放棄されています。

私たち、桜井市社会保障推進協議会は2002年5月の結成以来、桜井市における社会保障制度のより一層の充実や日々の暮らしに関わる様々な要求実現に向けて草の根からの活動を続けてまいりました。いまこそ、自治体における住民の暮らしを真剣に考えるときです。今回もまた市民の命と暮らしに関わる切実な要望を提出いたします。ご検討の上、是非とも文書でのご回答をお願い申し上げます。

I 桜井市の環境問題について

1. 「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とゴミ袋料金を引き下げて下さい。袋の強度および形状の改善をはかって下さい。
2. 市民のゴミに対する市民の考え方の変化や桜井市的人口の減少などで、ごみの量は毎年減っています。1年間のトン当たり、あるいは一人当たりのごみ処理経費が今後も高くなっています。日立造船との14年8ヶ月のごみ焼却炉等長期運営管理委託契約96億2千万円については協議の上、見直して下さい。
3. 日立造船との長期ごみ焼却炉棟管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、あるいは事故が起こっていても市ではつかみにくいで、地方自治法234法に基づいて環境省や国土交通省が推奨している、高度な知識や技術をもった第三者機関(スーパーバイザー)を入れて監視と指導をさせて下さい。

4. 清掃公社の国税局による 5,781 万円の課税問題について。

会計業務を委託した税理士を相手取り、約 4,480 万円の損害賠償を求めて最高裁で係争中ですが、①裁判の経過について説明してください。②市民に対する説明責任を必ず果たして下さい。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場について、①処分場周辺の住民から悪臭の苦情が寄せられていますが、事業者に対して悪臭対策をさせて下さい。②埋立事業がほぼ終息に近づくなか、一刻も早く事業を終了するよう県に要望してください。④事業終了後の跡地管理対策について、事業者、地元、県の 3 者で協議をおこなって下さい。
6. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表を行って下さい。
7. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギー・ビジョン」の策定を行って下さい。①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を創設して下さい。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行って下さい。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

II 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 市内に夜間救急外来を早急に設置してください。また、休日診療所はできるだけ小児科の医師を配置し 2 人体制にして下さい。
2. 子どもの医療費助成制度を通院・入院とも中学校卒業まで拡充し、窓口無料の制度にして下さい。
3. 上之郷診療所においてインフルエンザの予防接種ができるようにして下さい。
4. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために
 - 1) 生活保護費の財政負担割合を全額国庫負担とするよう、実現するまで繰り返し国に求めて下さい。
 - 2) 憲法 25 条と生活保護法を守り、法の精神を実現するために少なくとも現行の生活保護基準の切り下げを行わないよう、国に要望して下さい。
 - 3) 保護課ケースワーカーの過重負担を解消するために、基準に示されているとおり、ケースワーカーの増員を行って下さい。
 - 4) 生活保護行政の実施に当たっては法令通り正しく丁寧に行ってください。保護申請者、保護受給者、市民の多くは生活保護制度について、また臨時に支給可能な項目についてはわかりにくいのが実情です。受給者に対し丁寧にわかりやすく説明をして下さい。
 - 5) 生活保護世帯を含む低所得世帯の夏期・冬期一時金の臨時的補助を市独自の福祉施策として実施して下さい。熱中症など、最近の状況を見れば市民生活の安定のためには是非とも必要な施策です。生活保護世帯についても一ヶ月につき八千円までの支給ならば、多くの世帯においては生活保護法上も何ら問題にならないはずです。

- 6) 保護申請者で当面の生活費に困窮している者に対して、保護決定までの間に活用できる緊急小口融資制度を確立して下さい。

5. 安心して日常生活を送ることができるために

- 1) 低所得者に対する生活交通費の支給を制度化すること。
- 2) 日常生活に欠かせない買い物がスムーズにできるよう、コミュニティバスのような交通手段を整備すること。

6. 介護保険の充実のために

- 1) 介護認定の申請については全てを受け付けて下さい。要支援者への介護用ベッド・車椅子の貸与、送迎支援について市独自の補助を行って下さい。
- 2) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作つて下さい。特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施して下さい。
- 3) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、必要な施設を整備すること。一人暮らしの認知症に対する対策を確立すること。
- 4) 要支援者を介護保険制度から排除する、「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入しないで下さい。
- 5) 通所系サービスと訪問リハビリの併用の基準を緩和して下さい。

7. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- 1) 各種の福祉医療制度をより充実させるために市単独での施策を実施して下さい。特に障害者医療費補助・母子医療費補助における受診者の一部負担金をなくして下さい。こどもの医療費は窓口払い、一部負担をなくし、中学校卒業まで無料にして下さい。
- 2) 国保税の一帯当たり一万円の引き下げに取り組んで下さい。また保険料の滞納を理由とする保険証の取り上げ、資格証や短期証の発行をやめること。
- 3) 特定健診について、市民に広く内容を知らせるとともに、受診項目をさらに広げるなど受診率の向上に努めて下さい。また国保受診者からの一部負担金の徴収を行わないで下さい。
- 4) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障害者、母(父)子家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化して下さい。また、65歳以上の人の自己負担金を減額して下さい。
- 5) 夜間診療にてインフルエンザを接種される低所得世帯の方の確認作業を夜間もできるようにして下さい。

III 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的な政策を講じて下さい。また、この間設置された市民協働課を市民や各種団体に広く知らせるとともに、地域の活性化に向けた取り組みを進めて下さい。
2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起こっています。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめて下さい。納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じて下さい。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。
3. 全国の多くの自治体で取り組みが広がっている「小規模工事等契約者希望者登録制度」を取り入れて、単独の小額工事などを零細な業者にも登録制度で仕事の機会を与えて下さい。また「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じる「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」の実施を引き続きおこない、「住宅リフォーム助成制度」を桜井市でも早期に実現して下さい。

IV 子育て支援（次世代支援行動計画）について

1. 市内の自主的な子育てサークルの活動を応援して下さい。特に活動場所（体育館）の会場費を免除してください。
2. 市内の公立保育所を民間委託することは行わないで下さい。第4保育所（社会福祉法人 葛城園）が平成22年より民営化されましたが、公立保育所の保育水準・保育環境の質を低下させないで下さい。新システム導入をしないで下さい。
3. 織田纏向幼稚園、三輪幼稚園、桜井南幼稚園が3年保育となりましたが、桜井西・安倍幼稚園についても速やかに実施して下さい。
4. 保育所・幼稚園および避難所の耐震化を含む改修を早急に行って下さい。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップでは危険箇所と非危険箇所が隣接しているところがあるので、危険箇所を早急に改修して下さい。市民に避難経路を周知させるよう、表示板や避難訓練など行って下さい。
5. 食の安全に対する市民の声は高まっています。放射能汚染に対する対応を行って下さい。そして学校給食においては、国産、地場産食材を使用し、その比率を上げて下さい。また、学校給食センターの民営化は行わないで下さい。
6. いじめのない小中学校していくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報を共有できるようにして下さい。②市内の小中学校にスクールカウンセラーを設置して下さい。③教師がゆとりある教育を行うためにも、1年生だけでも少人数学級にして下さい。

7. 市立図書館の閉館時間は現在午後5時半ですが、通勤、通学の利便性を考慮して午後7時まで延長して下さい。

V 高齢者総合福祉センター「竜吟荘」

1. 桜井市では高齢化率が25%をこえています。そういうなかで高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は大きいものがあります。平成26年度から浴場施設が再開されることになりましたが、廃止をされた巡回バスについても再運行をして下さい。

VI 桜井市の重要課題について

1. 桜井駅周辺の活性化のために、どのように地域と連携していくのか具体的にしめて下さい。
2. 市内で安心安全で遊べるよう、公園整備、遊具の設置、新設をして下さい。また地元の祭りでつかう朝倉台中央公園のトイレの設置、子どもたちもよく遊ぶ朝倉台1号公園の水道と高齢者のための屋根付きのベンチの設置も求めます。
3. 各公園や観光要所駐車場のトイレを設置し、整備を進めて下さい。なお桧原神社・ホケノ山古墳・吉備池廃寺、纏向遺跡周辺は観光客も多く整備を急いで下さい。
4. 纏向遺跡の全容解明と整備を急ぎ、遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存に関しては部分保存にとどまらず全面保存と国の史跡指定を受けて下さい。

VII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現して下さい。

以下の危険箇所への安全対策を実施して下さい。

- ① 済生会病院前の南北方向の信号が早く変わるため車がスピードを上げて危険です。信号の改善などを行い歩行者の安全を確保して下さい。
- ② 異常気象に伴う河川の氾濫が危惧される箇所として、寺川の整備、ならびに大和川の堆積物除去を定期的に行って下さい。
- ③ スーパーセンターオークワ桜井店の営業に伴い、貯木場踏み切りにおいて買い物客の車や自転車が頻繁に通過する為、踏み切りや周辺の道路を利用する児童や高齢者にとって大変危険な踏み切りとなっています。踏み切りの拡幅と通行の安全対策を急いで下さい。
- ④ 三輪の「出口橋」は老朽化が懸念されています。桜井市内のすべての橋の点検・改修工事をして下さい。
- ⑤ 粟殿、中和幹線高架下、一方通行の標識が分かりにくく、カーブミラーも少なくて危険です。早急に改善して下さい。

以上